

広情個審第49号

平成30年12月11日

広島市教育委員会 御中

広島市情報公開・個人情報保護審査会
会長 田邊 誠

公文書部分開示決定に係る審査請求に対する決定について（答申）

平成29年11月13日付け広市教学教第90号で諮問のあったこのことについては、
別添のとおり答申します。

（諮問第238号関係）

答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

【諮問事案】

平成29年11月13日付け広市教学教第90号の諮問事案（諮問第238号事案）

平成29年8月4日付けの公文書開示請求に対し、広島市教育委員会（以下「実施機関」という。）が同月17日付け広市教学教第69号で行った公文書部分開示決定に対する同年9月19日付け審査請求

1 審査会の結論

別表の①欄に掲げる公文書（以下「本件公文書」という。）につき、実施機関が行った部分開示決定において不開示とした情報のうち別表の②欄に掲げる部分は開示すべきである。なお、その他の不開示とした情報について、不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

審査請求人（以下「申立人」という。）の主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号。以下「条例」という。）に基づき、申立人が行った本件開示請求について、上記公文書部分開示決定の取消しを求める。

(2) 審査請求の理由

申立人と実施機関は、特定の個人を識別できる情報の非開示については意見が一致している。

しかし、懲戒処分の被処分者及び文書嚴重注意措置の被措置者（以下「被処分者等」という。）の非違行為の具体的な全面非開示については、特定の個人を識別できる情報を除いた上、教育行政の透明化及び説明責任等の観点からも開示すべきである。実施機関の主張を全面的に採用した場合、今後、広島市においては教職員の懲戒処分等も一切公表又は開示もできなくなると考える。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

開示しなかった情報は、被処分者等及び事案に関連した当事者・市民等に関する情報であって、個人が識別できる情報、又は他の情報を照合することにより、特定の個人を識別できる情報であり、被処分者等を特定できる情報を開示した場合、被処分者等の更生に向けた取組が阻害され、本来の処分等の目的から逸脱した結果を招くなど、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼす恐れがある。また、被処分者等の非違行為の具体的な記述があるが、これらの中には、開示することにより、児童・生徒の教育活動を阻害したり、被害を受けた相手方の感情等を害し、ひいては本市の教育行政に少なからず支障を来たすおそれがある情報が含まれているため、条例第7条第1号本文及び同条第3号に基づき、請求人の求める開示請求には応じることができない。

4 審査会の判断理由

本件審査請求は、実施機関が開示とした情報のうち、被処分者等の非違行為の具体的な記述部分について、特定の個人を識別できる情報を除き、開示するよう求めるものであるから、当審査会としては、非違行為記載の内容について必要な調査を行い、条例に則して検討した結果、以下のとおり判断する。

(1) 条例第7条の規定について

条例第7条柱書は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。」と規定し、同条第1号本文は、不開示情報として、「個人に関する情報（…）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」と規定している。

特定の個人を識別するために照合する「他の情報」として、これまでは新聞・週刊誌・テレビ・ラジオなどマスコミによって提供される情報が想定されてきた。しかし、現在では、インターネットやSNSなど情報発信・伝達・取得の手段の多様化によって、一般人が個人に関する情報にアクセスすることが以前に比べて格段に容易となっている。

このような状況の変化に鑑みれば、いわゆるモザイク・アプローチにおいて一般人基準説を採用するとしても、一般人が情報公開によって得た情報に、スマートフォンなどを用いてインターネットやSNS等から容易に得られる広範な情報を加えることによって、特定の個人の識別にたどり着くことができる可能性が非常に大きくなっていることを十分に考慮することが必要である。

(2) 本件公文書の不開示の妥当性について

ア 公文書1について

不開示部分は、被害者のプライバシー等への配慮を要する情報（被害者等にとって通常他人に知られたくないと望む事実等の情報）であることが認められる。当該情報が公にされると、当該情報と本件において開示した情報、その他インターネット・SNSで入手することができる情報等を照合することにより、被害者が特定され、その名誉・プライバシー等の侵害に至るおそれ大きいと認められる。

また、上記情報は、被処分者及び被害者を含む関係者に対する調査により判明した事項であり、事案の性格上、被害者しか知り得ない事実を含んでいる。これらを公にすることになると、今後、同種の事実調査を行う場合に、その協力が得られなくなるなど、適切な情報収集を行うことが困難となり、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、上記情報は、条例第7条第1号及び第3号に該当し、実施機関が不開示としたことは妥当である。

イ 公文書2、公文書9について

不開示部分のうち、被害者のプライバシー等への配慮を要する情報（被害者等にとって通常他人に知られたくないと望む事実等の情報）については、当該情報が公にされると、当該情報と本件において開示した情報、その他インターネット・SNSで入手することができる情報等を照合することにより、被害者が特定され、その名誉・プライバシー等の侵害に至るおそれ大きいと認められる。

また、上記情報は、被害者を含む関係者に対する調査により判明した事項であり、これらを公にすることになると、今後、同種の事実調査を行う場合に、その協力が得られなくなるなど、適切な情報収集を行うことが困難となり、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、上記情報は、条例第7条第1号及び第3号に該当し、実施機関が不開示としたことは妥当である。

しかし、上記以外の情報は、その情報自体では特定の個人を識別することができる情報とは認められないから、第7条第1号に該当する情報とは解されない。また、情報の性格上、同条第2号から第4号に該当するとも解されないから開示すべきである。

ウ 公文書3、公文書4について

不開示部分のうち、学校施設の管理に関する情報は、公にすることにより、広島市の学校教育の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと言え、条例第7条第3号に該当するから、不開示とすべきである。

しかし、上記以外の情報は、その情報自体では特定の個人を識別することができる情報とは認められないから、第7条第1号に該当する情報とは解されない。また、情報の性格上、同条

第2号から第4号に該当するとも解されないから開示すべきである。

エ 公文書5、公文書6について

不開示部分のうち、個人の氏名については条例第7条第1号に該当し、また、法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより当該法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められる情報については、条例第7条第2号に該当し、不開示とすべきである。

しかし、上記以外の情報は、その情報自体では特定の個人を識別することができる情報とは認められないから、条例第7条第1号に該当する情報とは解されない。また、情報の性格上、同条第2号から第4号に該当するとも解されないから開示すべきである。

オ 公文書7、公文書8について

不開示部分のうち、個人の氏名及び被処分者の特定につながる情報については、条例第7条第1号に該当し、不開示とすべきである。

しかし、上記以外の情報は、その情報自体では特定の個人を識別することができる情報とは認められないから、条例第7条第1号に該当する情報とは解されない。また、情報の性格上、同条第2号から第4号に該当するとも解されないから開示すべきである。

(6) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

	① 本件公文書の件名	② 開示すべき部分
公文書1	訓告 (平成28年6月2日付け)	—
公文書2	嚴重注意 (平成28年6月28日付け)	本文第1段落 ・1行目6文字目から28文字目まで ・1行目39文字目から2行目20文字目まで 本文第3段落 ・2行目4文字目から文末まで 本文第4段落 ・全部
公文書3	訓告 (平成28年11月18日付け) (地方公務員法第33条違反)	本文第1段落 ・1行目6文字目から25文字目まで ・2行目12文字目から文末まで 本文第2段落 ・1行目1文字目から2行目13文字目まで ・2行目18文字目から文末まで
公文書4	訓告 (平成28年11月18日付け) (広島市立学校の管理及び学校教育法 の実施に関する規則第50条第1項 等違反、地方公務員法第32条違反)	本文第1段落 ・1行目6文字目から12文字目まで ・1行目32文字目から2行目4文字目まで ・2行目24文字目から3行目24文字目まで ・4行目1文字目から5行目18文字目まで ・5行目23文字目から文末まで 本文第2段落 ・1行目1文字目から8文字目まで ・1行目15文字目から文末まで
公文書5	訓告 (平成28年11月18日付け) (教育委員会LAN運用管理要綱第8 条第1項第13号違反等)	本文第1段落 ・1行目6文字目から2行目16文字目まで ・2行目26文字目から文末まで 本文第2段落、第3段落 ・全部
公文書6	嚴重注意 (平成28年11月18日付け) (情報セキュリティー対策義務懈怠)	本文第1段落 ・1行目11文字目から2行目23文字目まで ・2行目33文字目から文末まで 本文第2段落、第3段落 ・全部
公文書7	訓告 (平成29年3月27日付け) (助教諭に対するもの)	本文第1段落 ・1行目6文字目から30文字目まで ・1行目32文字目から2行目1文字目まで ・2行目4文字目 ・2行目6文字目から3行目9文字目まで ・3行目12文字目から文末まで 本文第2段落 ・1行目1文字目から11文字目まで ・1行目14文字目から文末まで 本文第3段落 ・全部
公文書8	訓告 (平成29年3月27日付け)	本文第1段落 ・1行目10文字目から2行目4文字目まで

	(校長に対するもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2行目6文字目から9文字目まで ・ 2行目12文字目 ・ 2行目14文字目から文末まで 本文第2段落 <ul style="list-style-type: none"> ・ 1行目1文字目から13文字目 ・ 1行目16文字目から文末まで 本文第3段落 <ul style="list-style-type: none"> ・ 1行目6文字目から4行目19文字目まで
公文書9	訓告 (平成29年6月2日付け)	本文第1段落 <ul style="list-style-type: none"> ・ 1行目6文字目から17文字目まで ・ 1行目19文字目から27文字目まで 本文第2段落 <ul style="list-style-type: none"> ・ 2行目19文字目から27文字目まで ・ 2行目32文字目から文末まで 本文第3段落 <ul style="list-style-type: none"> ・ 4行目3文字目から11文字目まで ・ 4行目16文字目から文末まで 本文第4段落 <ul style="list-style-type: none"> ・ 1行目1文字目から2行目4文字目まで ・ 2行目7文字目から文末まで

別紙1

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
29. 11. 13	広市教学教第90号の諮問を受理（諮問第238号で受理）
30. 7. 18 (第1回審査会)	第1部会で審議
30. 8. 20 (第2回審査会)	第1部会で審議
30. 9. 18 (第3回審査会)	第1部会で審議
30. 10. 23 (第4回審査会)	第1部会で審議
30. 11. 16 (第5回審査会)	第1部会で審議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿
(五十音順)

氏 名	役 職 名
大 橋 弘 美	弁護士
片 木 晴 彦 (部会長)	広島大学大学院法務研究科教授
ジョージ・R・ハラダ	広島経済大学経済学部教授
福 永 実	広島大学大学院法務研究科教授
宮 崎 智 三	中国新聞社論説副主幹